

令和4年度第9回

東北町農業委員会総会議事録

期日 令和4年12月12日

場所 東北町北総合運動公園
2階 会議室

令和4年度第9回東北町農業委員会総会

1. 開催場所 東北町北総合運動公園 2階 会議室
2. 開会日時 令和4年12月12日(月) 午後1時30分
3. 閉会日時 令和4年12月12日(月) 午後2時42分

4. 出席農業委員(11名)

1番	乙部繁作	2番	竹内勝子
6番	小野寺正八	8番	蛭名修二
9番	甲地俊隆	10番	蛭沢清子
11番	沼尾京子	12番	蛭名勲
13番	米内山隆博	14番	沼尾幸一
15番	久保田正一		

5. 欠席農業委員(3名)

4番	岡山敬一	5番	木村豊三郎
7番	甲地武彦		

6. 出席農地利用最適化推進委員(4名)

栄沼	鶴ヶ崎勝也	旭	笹倉隆悦
表町	山田昭二	千曳	藤井久

7. 欠席農地利用最適化推進委員(1名)

徳万才 佐々木祐輔

8. 会議に付した案件

- 報告第24号 農地の転用事実に関する照会について
報告第25号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第26号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
議案第29号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第30号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
議案第31号 東北町農用地利用集積計画の決定について

9. 議事録署名委員

6番 小野寺 正 八 8番 蛭 名 修 二

10. 会議事件の説明及び職務のため出席した職員

事務局長 河 島 徳 悦 事務局主査 荒 木 浩 美

11. 書 記

事務局副参事 竹 内 恒 幸

—— 開会 午後1時30分 ——

事務局員 総会に入る前に、挨拶を交わしたいと思います。ご起立願います。
「こんにちは」、着席願います。
ただいまから、12月1日に招集通知しました、第9回東北町農業委員会総会を開催いたします。
本総会の出席委員は11名で、定足数に達しておりますので、総会は成立いたしました。
なお、農地利用最適化推進委員4名の出席があります。本日、4番 岡山 敬一 委員、5番 木村 豊三郎 委員、7番 甲地 武彦 委員より、会議規則第4条の規定に基づく、欠席届出がありましたので、ご報告いたします。
それでは、会長よりご挨拶をお願いします。

会 長 (会長挨拶省略)

事務局員 ありがとうございます。
それでは、東北町農業委員会会議規則第5条により、会長は会議の議長となり、議事を整理することになっていきますので、会長より議事進行をお願いします。

会 長 それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。

議 長 これより、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。総会の提出案件は、報告3件、議案3件であります。充分なるご審議をお願いします。
それでは、議事に入ります。

議 長 日程第1 議事録署名者の指名及び書記の任命について、議題とします。
お諮りします。議長の私から指名することに、ご異議ありませんか。

(異議なし) の声あり。

議 長 異議なしと認めます。
したがって、議長において指名することに決定しました。

議 長 議事録署名者には、6番 小野寺 正八 委員、8番 蛭名 修二 委員を、指名いたします。
なお、書記には、竹内副参事を任命いたします。

議 長 日程第2 会期の決定について、議題とします。
総会の会期は、本日1日とすることに、ご異議ありませんか。

(異議なし) の声あり。

議 長 異議なしと認め、総会の会期は、本日1日とすることに決定しました。

議 長 日程第3 報告第24号 農地の転用事実に関する照会について、議題とします。
事務局より朗読及び説明をお願いします。

事務局長 1ページをお開きください。
報告第24号 農地の転用事実に関する照会について、青森地方
法務局十和田支局から別紙土地の現況について照会があったの
で、現地調査等の結果に基づき別紙のとおり回答したので、報告
するものです。
なお、現地確認は、12月2日、農業委員2名木村 豊三郎 委
員及び久保田 正一 委員と事務局職員2名により遅滞なく現
地調査を行い、現況が農地であるか否かを確認しています。2ペ
ージの記載内容となります。
受付番号31番から35番、5件について説明いたします。
(受付番号31番から35番、5件朗読説明省略) 以上、5件で
す。

議 長 ただいま、事務局より報告第24号の朗読及び説明がありました。
ご質疑等ありませんか。

(質疑なし) の声あり。

議 長 質疑なしと認め、報告第24号は原案のとおり報告済といたしま
す。

議 長 日程第4 報告第25号 農地法第3条の3第1項の規定によ

議長 　　る届出書の受理について、議題とします。
事務局より朗読及び説明をお願いします。

事務局長 　　3ページをお開きください。
報告第25号、このことについて、別紙のとおり農地法第3条の
3第1項の規定による届出書を受理したので報告するものです。
4、5ページの記載内容となります。
（受付番号44番から49番、6件朗読説明省略）以上、6件で
す。

議長 　　ただいま、事務局より報告第25号の朗読及び説明がありましたが、ご質疑等ありませんか。

（質疑なし）の声あり。

議長 　　質疑なしと認め、報告第25号は、原案のとおり報告済といたします。

議長 　　日程第5 報告第26号 農地法第18条第6項の規定による
通知書の受理について、議題とします。
事務局より朗読及び説明をお願いします。

事務局長 　　6ページをお開きください。
報告第26号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受
理について、農地法施行規則第68条第1項の規定により別紙の
とおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告する
ものです。
7ページをお開きください。
（受付番号4番、1件を朗読説明省略）以上、1件です。

議長 　　ただいま、事務局より報告第26号の朗読及び説明がありまし
た。ご質疑等ありませんか。

（質疑なし）の声あり。

議長 　　質疑なしと認め、報告第26号は、原案のとおり報告済といたしま
す。

議長 日程第6 議案第29号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について、議題とします。
事務局より議案朗読及び説明をお願いします。

事務局長 8ページをお開きください。
議案第29号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について、農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり、(1)所有権移転10件の、許可申請書の提出があったので審議を求めるものです。
9ページから14ページの記載内容となります。(1)所有権移転(10件)について説明いたします。
(受付番号43番から52番、10件を朗読説明省略)以上、所有権移転10件です。

議長 ただいま、事務局より議案朗読及び説明がありました。ご異議ありませんか。

(異議なし)の声あり。

議長 異議なしと認め、議案第29号は、原案のとおり許可することに決定しました。

議長 日程第7 議案第30号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について、議題とします。
事務局より議案朗読及び説明をお願いします。

事務局長 15ページをお開きください。
議案第30号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について、農地法施行令第15条第1項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するための意見を求めるもので、16ページ(1)所有権移転1件、19ページ(2)賃貸借権設定1件について、現地調査が行われております。
(1)所有権移転申請箇所的位置等は、17、18ページのとおりです。
(受付番号13番、所有権移転1件、朗読説明省略)以上、1件です。
次に19ページ(2)賃貸借権設定申請箇所的位置等は、21ペ

事務局長 ージから23ページのとおりです。
(受付番号5番、賃貸借権1件、朗読説明省略)以上、1件です。
詳細については、竹内副参事より補足説明を行わせてます。

議長 事務局の竹内副参事より補足説明をお願いします。

事務局員 (補足説明省略)

議長 ただいま、事務局より議案朗読及び説明がありました。これには
現地調査が行われていますので、15番 久保田 正一 委員より
現地調査の報告をお願いします。

15番久保田正一委員 議案第30号の現地確認調査の報告をいたします。
16ページから18ページの農地法第5条転用所有権移転につ
いて、12月2日に木村豊三郎委員及び事務局と現地へ出向き代
理人立ち会いのもと現地確認調査を実施しました。
申請地は、東北町役場本庁舎から西南西へ約460メートルの距
離にあり、県道七戸上北町停車場線を上野方面へ向かいダイソー
ホームマート上北店から140メートル先を右折し、200メー
トル先を右折した位置にあり、都市計画用途地域の準工業地域に
指定された区域内に位置しています。
転用の目的は、普通住宅の建築であり、現況においては、境界が
明確であり、周辺に被害を及ぼす影響は無いとみられるため、許
可相当と判断して参りました。
続いて、19ページから23ページの農地法第5条転用賃貸借権
の設定について、借受人立ち会いのもと、現地調査を行いました。
申請地は、東北町役場分庁舎から東南東へ約8キロメートルの距
離にあり、鶴ヶ崎集落と蓼内久保集落との中間に位置し、湖岸道
路が、付近を通っている地域です。
転用の目的は、砂利採取の一時転用です。隣接地の崩壊などを防
止するため掘削区域までの一定の距離を隔てて保安距離を設け
ると共に防護柵等を設置し採取時に発生する汚濁水については
掘削池に貯め浄化し、適度な日数の間滞留させ、適切な水質の水
を法定外水路に排出する措置を講じているため、周辺に被害を及
ぼす影響はないと判断されます。また、環境関係に関しては、上
北地域県民局地域整備部が定期的に巡回及び指導等を実施して
います。
さらには、事業完了後、速やかに農地へ復元する誓約がなされて

15番久保田正一委員 おり、現況においては境界が明確で、許可相当と判断してまいりました。以上、報告いたします。

議長 ご苦労様でした。
ただいま、久保田正一委員より、現地調査の報告が終わりました。本案について、ご異議ありませんか。

9番甲地俊隆委員 19から20ページ賃貸借権設定の砂利採取及び販売業の件について伺います。
22ページの公図に農地が示されていますが、作業は、順番に一ヶ所ごとに掘削作業を進めて、一ヶ所ごとに埋め戻しを進めていく工程なのか、または、一斉に掘削作業を進めて、一斉に埋め戻しをしていくのか、説明願います。

事務局長 はい、掘削作業については、西側の方から順番に一連の流れで掘削を進めて、東側の最後の農地まで掘削していきます。
埋め戻し作業については、一斉に行っていきます。また、埋め戻しについては、良質土を入れ替えして、整地整備のうえ、水田の土質改良を行います。

9番甲地俊隆委員 はい、分かりました。

議長 そのほか、ご異議ありませんか。

(異議なし) の声あり。

議長 異議なしと認め、議案第30号は、原案のとおり承認することに決定し、許可相当として県知事に意見を送付いたします。

議長 日程第8 議案第31号 東北町農地利用集積計画の決定について、議題とします。
事務局より朗読及び説明をお願いします。

事務局長 24ページをお開きください。
議案第31号 東北町農用地利用集積計画の決定について、東北町長から、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めた旨の通知がありましたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規

事務局長 定により、農業委員会の決定を求めるものであります。
25ページは、農用地利用集積計画の承認について、町長から農業委員会への承認願いの文書であります。
26ページをお開きください。
(1) 賃貸借、受付番号12番、1件について説明いたします。
(受付番号12番、1件朗読説明省略) 以上、1件です。
次に27ページから40ページをお開きください。
(2) 使用貸借、受付番号51番から62番、12件について説明いたします。
(受付番号51番から62番、12件朗読説明省略) 以上、12件です。
次に41ページをお開きください。
農地売買等事業による(1)所有権の移転、受付番号11番、12番、2件について説明いたします。
(受付番号11、12番、2件朗読説明省略) 以上、2件です。

議長 ただいま、事務局より説明が終わりました。本案について、ご異議ありませんか。

(異議なし) の声あり。

議長 異議なしと認め、議案第31号は、原案のとおり承認することに決定しました。

議長 以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。
第9回東北町農業委員会総会を閉会いたします。

——— 閉会 午後2時42分 ———